

## 浜の活力再生プラン

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	宮城県南部地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 齋藤 吉勝

再生委員会の 構成員	東松島市、松島町、利府町、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業協同組合
オブザーバー	宮城県

※別添再生委員会規約及び推進体制図参照

対象となる 地域の範囲 及び 漁業の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮城県南部地域（東松島市から山元町にかけての沿岸域）</li> <li>・ わかめ・こんぶ養殖業他 計 1,288 名</li> <li>【わかめ・こんぶ養殖業者】</li> <li>塩釜第一 19 名、七ヶ浜 6 名 計 25 名</li> <li>【磯根資源採捕漁業者】</li> <li>1,263 名</li> </ul>
-------------------------------	--

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

本プランで対象とする宮城県南部地区は、北は東松島市、松島町、利府町、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町にかけての沿岸域である。本プランでは、仙台湾に面し遠浅の海域を利用したわかめ、こんぶの養殖業及びあわび、うに、あさり等の磯根資源の採捕漁業を対象とする。

当地区では、北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川などから流れる豊富な栄養源が仙台湾に注がれ、のり養殖、かき養殖が盛んに行われるとともに、赤貝やホッキ貝、あさりなどの貝類の好漁場である。また、遠浅の砂地が広がり、カレイやオオナゴ等の漁場でもある。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、地区内の漁港や関連施設はもとより漁船、漁具、更には各種養殖漁業者の生産・加工施設など、その大半が流失・損壊した。

震災後は、国・県・市町等の各種支援事業を活用しながら復旧・復興に努めた結果、県内の漁船については 9 割程度まで復旧したものの、安心して着床できる岸壁などが確保できていない地域もあり、生産の復旧度合いについても品目毎に差異が存在する状況にある。

その大きな要因として、加工処理施設での労働力の確保が困難な事が挙げられる。地域住民の多くが震災により沿岸部から離れた地区で仮設住宅暮らしを送っている現状にあり、漁業者が国・県・市町等の各種支援事業を活用し、協業化や共同利用施設を活用し経費の削減を図り、経営の安定・向上を目指している中であって、生産量に直結する労働力を安定的に確保することが必要である。

又、その他にも震災による流通販路の縮小・喪失等、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染水問題による風評被害等、漁業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、県などの関係機関とも連携し、県産品の「安全・安心」の PR や販売促進に取り組んでいる。

## (2) その他の関連する現状等

漁業者は、生産基盤だけでなく土地・住宅などの生活基盤も壊滅的な被害を受け、現在も多くの漁業者が仮設住宅等から各浜に通っている状況にある。震災後、漁業者の高齢化等により漁業の再開を断念する漁業者も多いことから、漁村地域における漁業者を中心とする地域コミュニティの崩壊が危惧されている。今後は、漁業再開者の為の対策や後継者の確保・育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

### 3 活性化の取組方針

#### (1) 基本方針

わかめ・こんぶの養殖業の生産性の向上及び経営の安定化を図るためには、先ず以って生産基盤である漁港整備の早期復旧が不可欠である。漁港施設内での安全な係留場所や生産施設の整備を急ぐとともに、「強い経営体の育成」として、協同組織や協業化の利点を活かし人力及び知識の集約を図った上で、適正なる漁場利用計画の策定や疾病対策への取り組み、生産量に直結する労働力確保の取り組み、漁業再開者の為の支援や環境づくり等が直近の重要課題であり、これらに取り組む。

又、海況の変化により毎年収入に変動がある事から、経営安定化に寄与する共済制度の加入推進を積極的に行うと共に、放射性物質の検査も継続的に実施する。更には「食の安心・安全」を広く消費者等にPRし、宮城県産養殖生産物の知名度の向上を図ると共に、販路の回復・拡大に取り組む。併せて、所得向上のためのコスト削減の取り組みを実施する。

併せて、あわび、うに、なまこ等の磯根資源の採捕については、わかめ・こんぶ等の養殖過程で規格外として発生したものをこれらの生息地に給餌することにより、磯焼け防止の取り組みを実施する。

これらを踏まえ、以下を基本方針として取り組むこととする。

##### (1) 生産基盤の早期復旧

- ① 漁港施設の整備・復旧
- ② 生産施設の整備・復旧

##### (2) 強い経営体の育成

- ① 漁場の有効活用・適正利用
- ② 未侵入疾病への対応
- ③ 担い手不足、省作業化等への対応
- ④ 持続可能な経営体の育成
- ⑤ 生産コストの低減化
- ⑥ 磯根資源の維持・確保

##### (3) 養殖水産物の安全確保

- ① 貝毒等の衛生対策及び検査体制の強化並びに放射能対策の実施による養殖生産物の食品としての安全意識の向上

##### (4) 販路の回復、拡大

- ① 地域販売所の利用や「みやぎ水産の日」に合わせた販促イベント、地域イベント等を活用した知名度向上、需要拡大の推進
- ② 新たな流通形態、品目の多様化

#### (2) 生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の項目に取り組むこともしくは遵守することにより、生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

- ① 区画漁業権の管理及び行使に関し、必要な事項を定めた漁業権行使規則
- ② 養殖漁場の維持・改善のために養殖施設台数や適正養殖可能数量等を定めた漁場利用計画
- ③ 漁協部会等における年度ごとの漁期対策

#### (3) 具体的な取組内容

##### 1年目（平成26年度）

以降、以下の取り組みについては、毎年、取組の進捗状況や成果を踏まえ、段階的に対象範囲

を拡大するなど、必要に応じた見直しを行いつつ、関係者が一丸となって取り組む。

漁業収入向上 のための取組	<p>1. 復旧の加速化</p> <p>被災全漁業者及び漁協は、国及び県や市・町の支援のもと、漁港や漁場の復旧整備とタイミングを合わせつつ、流失・損傷した漁船・漁具・資材保管場所の復旧を進めることとし、平成27年度末までの完了を目指す。</p> <p>2. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」においては平成26年度～29年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な水産業の振興を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用</p> <p>わかめ・こんぶの全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <p>② 未侵入疾病への対応</p> <p>漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。</p> <p>③ 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。</li><li>・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。</li></ul> <p>④ 収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における漁業者の収入の安定化を図る。</li><li>・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</li></ul> <p>(2) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、</p>
------------------	--

養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 貝毒等の衛生対策及び検査体制の強化

二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリンゲート、亘理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の市・ハーバースクエア（七ヶ浜）・荒浜漁港水産祭り（亘理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。

② 輸出に向けた取り組み

全漁業者及び漁協は、アジア域内を中心に富裕層を対象として、高品質な水産物輸出にも取り組む（平成29年度を目標）こととし、JF全漁連がシンガポールに出店した店舗への商品供給を足掛かりに、関係機関と連携しニーズの把握に努めつつ、対象品目の特定や高付加価値化の取り組み（選別基準や取扱いルールの設定、体制づくり）を検討する。

(4) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み

① 稚貝放流

・あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を図る。

・あさりについては、津波によって漁場が大きく減少したことから、漁協は、関係機関と連携して砂入れ等により漁場の復旧・改善を図るとともに、七ヶ浜振興センターで稚貝の中間育成を実施することとし、漁業者と協力して5ミリ以上にして放流を行うことなどにより、漁獲数量の増

	<p>大を図る。</p> <p>② 磯焼けの防止          漁業者はわかめ・こんぶ養殖等の生産過程で発生し商品規格外となる切れ端等について、これを万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・うにの生息域の海底に投下（給餌）することで、切れ端等の周辺への拡散を防止するとともに、あわび・うにの資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.1%の漁業収入の向上が見込まれる。</p>
--	--

<p>生産コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組          (1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。          (2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み          漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>3. わかめ残渣処分コストの削減の取り組み          漁協は、わかめ・こんぶ等について、養殖過程で発生する残渣を家畜飼料原料化する実証事業を研究機関と連携して実施する。これまで廃棄処分していた残渣を原料化することにより処分コストの低減化を図り、平成28年度からの本格稼働を目指す。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より1.7%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
----------------------	--

<p>活用する支援措置等</p>	<p>共同利用漁船等復旧支援対策事業・共同利用小型漁船建造事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、漁業復興担い手確保支援事業・新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、省燃油活動推進事業、省エネ機器等導入推進事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業</p>
------------------	--

2年目（平成27年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1. 復旧の加速化          被災全漁業者及び漁協は、国及び県や市・町の支援のもと、漁港や漁場の復旧整備とタイミングを合わせつつ、流失・損傷した漁船・漁具・資材保管場所の復旧を進めることとし、平成27年度末までの完了を目指す。</p> <p>2. 復興の推進          「宮城県震災復興計画」においては平成26年度～29年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖復興プラン」（平</p>
---------------------	--

成 26 年度～32 年度)とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。

(1) 強い経営体の育成

全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な水産業の振興を図る。

① 漁場の有効活用・適正利用

わかめ・こんぶの全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で定められた適正養殖可能数量を必要に応じ見直すことで密殖を防ぎ、品質の向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。

③ 担い手の確保

・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。

④ 収入の安定化

・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における漁業者の収入の安定化を図る。

・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

(2) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 貝毒等の衛生対策及び検査体制の強化

二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研

修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリンゲート、亶理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の市・ハーバースクエア（七ヶ浜）・荒浜漁港水産祭り（亶理）」などにおいて商品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。

② 輸出に向けた取り組み

全漁業者及び漁協は、アジア域内を中心に富裕層を対象として、高品質な水産物輸出にも取り組む（平成29年度を目標）こととし、JF全漁連がシンガポールに出店した店舗への商品供給を足掛かりに、関係機関と連携しニーズの把握に努めつつ、対象品目の特定や高付加価値化の取り組み（選別基準や取り扱いルールの設定、体制づくりの整理など）を検討する。

(4) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み

① 稚貝放流

・あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を図る。

・あさりについては、津波によって漁場が大きく減少したことから、漁協は、関係機関と連携して砂入れ等により漁場の復旧・改善を図るとともに、七ヶ浜振興センターで稚貝の中間育成を実施することとし、漁業者と協力して5ミリ以上にして放流を行うことなどにより、漁獲数量の増大を図る。

② 磯焼けの防止

漁業者はわかめ・こんぶ養殖等の生産過程で発生し商品規格外となる切れ端等について、これを万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・うにの生息域の海底に投下（給餌）することで、切れ端等の周辺への拡散を防止するとともに、あわび・うにの資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。

これらの取組により、基準年より1.1%の漁業収入向上が見込まれる。

<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>3. わかめ残渣処分コストの削減の取り組み</p> <p>漁協は、わかめ・こんぶ等について、養殖過程で発生する残渣を家畜飼料原料化する実証事業を研究機関と連携し継続して実施する。これまで廃棄処分していた残渣を原料化することにより処分コストの低減化を図り、翌年度からの本格稼働に向け、漁業者への周知等の準備を行う。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.7%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>共同利用漁船等復旧支援対策事業・共同利用小型漁船建造事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、漁業復興担い手確保支援事業・新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、省エネ機器等導入推進事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業</p>

3年目（平成28年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」においては平成26年度～29年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な水産業の振興を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用</p> <p>わかめ・こんぶの全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で定められた適正養殖可能数量を必要に応じ見直すことで密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <p>② 未侵入疾病への対応</p> <p>漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。</p>
---------------------	--



③ 担い手の確保

・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。

④ 収入の安定化

・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における漁業者の収入の安定化を図る。

・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

(2) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 貝毒等の衛生対策及び検査体制の強化

二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリゲート、亘理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。

	<p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の家・ハーバースクエア（七ヶ浜）・荒浜漁港水産祭り（亘理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。</p> <p>② 輸出開始に向けた取り組み 全漁業者及び漁協は、アジア域内を中心に富裕層を対象とした高品質な水産物輸出につき、翌年度より開始するべく、輸出先に対して具体的な商品や数量の選定・特定や流通方法についての調整・準備を行う。</p> <p>(4) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み</p> <p>① 稚貝放流 ・あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を図る。</p> <p>・あさりについては、津波によって漁場が大きく減少したことから、漁協は、関係機関と連携して砂入れ等により漁場の復旧・改善を図るとともに、七ヶ浜振興センターで稚貝の中間育成を実施することとし、漁業者と協力して5ミリ以上にして放流を行うことなどにより、漁獲数量の増大を図る。</p> <p>② 磯焼けの防止 漁業者はわかめ・こんぶ養殖等の生産過程で発生し商品規格外となる切れ端等について、これを万丈かごまたは筒状網に入れてあわび、ういの生息域の海底に投下（給餌）することで、切れ端等の周辺への拡散を防止するとともに、あわび・ういの資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.1%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み 漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>3. わかめ残渣処分コストの削減の取り組み 漁協は、わかめ・こんぶ等について、養殖過程で発生する残渣を家畜飼料原料化する事業の本格稼働を実施する。これまで廃棄処分していた残渣を原料化することにより処分コストの低減化を図るとともに、その定着化に向け、工程管理を強化する。</p>

	これらの取組により、基準年より1.7%以上の漁業コスト削減が見込まれる。
活用する支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業

#### 4年目（平成29年度）

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」においては平成26年度～29年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な水産業の振興を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用</p> <p>わかめ・こんぶの全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で定められた適正養殖可能数量を必要に応じ見直すことで密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <p>② 未侵入疾病への対応</p> <p>漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。</p> <p>③ 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。</li> <li>・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。</li> </ul> <p>④ 収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における漁業者の収入の安定化を図る。</li> <li>・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</li> </ul>
--------------	--

(2) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 貝毒等の衛生対策及び検査体制の強化

二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリゲート、亘理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の市・ハーバースクエア（七ヶ浜）・荒浜漁港水産祭り（亘理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。

② 輸出の取り組み

全漁業者及び漁協は、新たなチャンネルとして、加工品や海外の富裕層を対象とした高級品の輸出を開始するとともに、消費動向を踏まえつつ、輸出先や品目の拡大に努める。

(4) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み

① 稚貝放流

・あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を図る。

・あさりについては、津波によって漁場が大きく減少したことから、漁協は、関係機関と連携して砂入れ等により漁場の復旧・改善を図るとともに、七ヶ浜振興センターで稚貝の中間育成を実施することとし、漁業者

	<p>と協力して5ミリ以上にして放流を行うことなどにより、漁獲数量の増大を図る。</p> <p>② 磯焼けの防止 漁業者はわかめ・こんぶ養殖等の生産過程で発生し商品規格外となる切れ端等について、これを万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・ういの生息域の海底に投下（給餌）することで、切れ端等の周辺への拡散を防止するとともに、あわび・ういの資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より2.1%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組 (1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み 漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>3. わかめ残渣処分コストの削減の取り組み 漁協は、わかめ・こんぶ等について、養殖過程で発生する残渣を家畜飼料原料化する事業の定着化に向け、工程管理を強化し、処分コストのさらなる低減化に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.7%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業</p>

5年目（平成30年度）

取り組みの最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1. 復興の推進 「宮城県震災復興計画」や宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 強い経営体の育成 全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な水産業の振興を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用 わかめ・こんぶの全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画</p>
---------------------	---

の下で定められた適正養殖可能数量を必要に応じ見直すことで密殖を防ぎ、品質の向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。

③ 担い手の確保

・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。

④ 収入の安定化

・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における漁業者の収入の安定化を図る。

・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

(2) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 貝毒等の衛生対策及び検査体制の強化

二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界と

	<p>も協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。</p> <p>① 効果的なPR活動や販売の実施  地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリゲート、亘理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。  加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の家・ハーバースクエア（七ヶ浜）・荒浜漁港水産祭り（亘理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。</p> <p>② 輸出の取り組み  全漁業者及び漁協は、新たなチャンネルとして前年度に開始する加工品や海外の富裕層を対象とした高級品の輸出につき、その定着化に向け、PRや販促活動を実施するとともに、消費動向を踏まえつつ、品目や輸出先の拡大に努める。</p> <p>(4) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み</p> <p>① 稚貝放流  ・あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を図る。  ・あさりについては、津波によって漁場が大きく減少したことから、漁協は、関係機関と連携して砂入れ等により漁場の復旧・改善を図るとともに、七ヶ浜振興センターで稚貝の中間育成を実施することとし、漁業者と協力して5ミリ以上にして放流を行うことなどにより、漁獲数量の増大を図る。</p> <p>② 磯焼けの防止  漁業者はわかめ・こんぶ養殖等の生産過程で発生し商品規格外となる切れ端等について、これを万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・ういの生息域の海底に投下（給餌）することで、切れ端等の周辺への拡散を防止するとともに、あわび・ういの資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より2.1%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み  漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動</p>

	<p>において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>3. わかめ残渣処分コストの削減の取り組み          漁協は、わかめ・こんぶ等について、養殖過程で発生する残渣を家畜飼料原料化する事業の定着化に向け、工程にかかるモニタリングを強化し、処分コストのさらなる低減化に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.7%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
活用する支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業

(4) 関係機関との連携

プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上    %以上	基準年	平成	年度：漁業所得	千円
	目標年	平成	年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
共同利用漁船等復旧支援対策事業、共同利用小型漁船建造事業	東日本大震災により被災した漁船・漁具の早期復旧
水産業共同利用施設復旧整備事業	東日本大震災により被災した流通・加工施設等の整備等
漁業復興担い手確保支援事業、新規漁業就業者総合支援事業	漁家後継者候補の育成、新規漁業就業者確保
もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）	新たな漁業経営改善に向けた取組の実証
省燃油活動推進事業	燃油コストの削減
省エネ機器等導入推進事業	省エネ機器導入による燃油コストの削減
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支え
がんばる養殖復興支援事業	被災した漁業者の協業化による漁業再開・継続